

改正 6-7

贈与契約と贈与税

2 贈与税

(途中省略)

(5) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

親から子へマイホーム取得のための資金贈与がなされた場合、一定要件を満たすことで次の通り非課税限度額が認められます。なお、暦年課税における基礎控除 110 万円および相続時精算課税の特別控除 2,500 万円と併用することができます。

<一般の住宅のケース>

- ・平成 24 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円
- ・平成 25 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 700 万円
- ・平成 26 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 500 万円

_____部分が改正点です。